27年以上	327,800
28年以上	329,600
29年以上	330,600
30年以上	331,700
31年以上	333,400
32年以上	334,000
33年以上	334,400
34年以上	336,200
36年以上	337,500
37年以上	338,400
28年未満	
29年未満	
30年未満	
31年未満	
32年未満	
33年未満	
34年未満	
36年未満	
37年未満	

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十八年度分の教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担金から適用する。

○文部科学省令第十号

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二条の四第二項第五号及び第二十二条の五第二項第二号の規定に基づき、教育公務員特例法第二十二条の四第二項第五号の教員研修計画に定める事項及び第二十二条の五第二項第二号の文部科学省令で定める者を定める省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣　松野　博一

教育公務員特例法第二十二条の四第二項第五号の教員研修計画に定める事項及び第二十二条の五第二項第二号の文部科学省令で定める者を定める省令

（法第二十二条の四第二項第五号の教員研修計画に定める事項）

第一条　教育公務員特例法（以下「法」という。）第二十二条の四第二項第五号に規定する研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　公立の小学校等（法第十二条第一項に規定する小学校等をいう。以下同じ。）の校長及び教員（法第二十一条第二項に規定する校長及び教員をいう。以下同じ。）の任命権者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員（以下「県費負担教職員」という。）については当該中核市の教育委員会、市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）町村が設置する中等教育学校（後期課程に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。以下同じ。）の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。第四号において同じ。）と当該校長及び教員の研修に協力する大学その他の関係機関との連携に関する事項

二　研修の効率的な実施に当たって配慮すべき事項

三　研修の効果を検証するための方途に関する事項

四　その他任命権者が必要と認める事項

（法第二十二条の五第二項第二号の文部科学省令で定める者）

第二条　法第二十二条の五第二項第二号に規定する公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関係する大学として文部科学省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学

二　任命権者（市町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。以下この号において同じ。）により公立の小学校等の校長及び教員として採用された者であって、当該大学を卒業した者の数が当該任命権者が定める数以上である大学

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十一号

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人教員研修センターに関する省令及び独立行政法人教職員支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣　松野　博一

独立行政法人教員研修センターに関する省令及び独立行政法人教職員支援機構に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人教員研修センターに関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人教員研修センターに関する省令（平成十三年文部科学省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人教職員支援機構に関する省令

第一条中「独立行政法人教員研修センター（以下「センター」を「独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」に改める。

第一条の二中「センター」を「機構」に改める。

第一条の三中「センターに」を「機構に」に、「独立行政法人教員研修センター法」を「独立行政法人教職員支援機構法」に、「「センター法」を「「機構法」に改める。

第一条の四中「センターに」を「機構に」に改め、同条第五号中「センター」を「機構」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「センター法第十条第二号」を「機構法第十条第三号」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　機構法第十条第四号に規定する調査研究及びその成果の普及に関する事項

第一条の四第一号中「センター法」を「機構法」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二　機構法第十条第二号に規定する助言に関する事項

第二条から第五条まで、第八条第一項、第九条第一項、第九条の二から第十四条まで、第十四条の二第一項、第十四条の三及び第十五条中「センター」を「機構」に改める。

（独立行政法人教職員支援機構に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人教職員支援機構に関する省令（平成十三年文部科学省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第七号を同条第九号とし、同条第六号を同条第八号とし、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五　機構法第十条第五号に規定する認定に関する事務に関する事項

六　機構法第十条第六号に規定する教員資格認定試験の実施に関する事務に関する事項

附則に次の一条を加える。

（業務の特例に係る業務方法書の記載事項）

第三条　機構法附則第九条に規定する業務が行われる場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の四各号に掲げるもののほか、機構法附則第九条第一項に規定する業務に関する事項とする。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。